

パンフレットあり

(A4 4 ページ)

令和2年3月23日

市政記者クラブ 様

市民経済局市民生活部消費生活センター
担当：橘、鶴田、前田 電話：222-9679

4月1日から消費生活相談の電話番号を一本化します！



- 消費生活相談の専用ダイヤルについて、相談内容に応じ別々であった電話番号を一本化し、分かりやすくします。
 - 愛知県弁護士会の協力のもと、若者向け無料法律相談を新たに開設し、若者の消費者トラブルを早期に解決します。
 - 情報誌「くらしのほっと通信」2020年春号を発行しました。
- 併せて、広くご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

1 相談専用ダイヤルの電話番号を一本化します（令和2年4月1日～）

消費生活相談 （金融商品・高齢者悪質商法110番 架空請求ホットダイヤル サラ金・多重債務特別相談）	052-222-9671 <small>くろーない</small>
受付時間	月～土曜日（祝休日、年末年始を除く） 午前9時～午後4時15分 ※土曜日は電話相談のみ
対象	市内在住、在勤、在学の方

なお、日曜、祝休日は「消費者ホットライン188^{い や や}」にて、相談できます。
（日曜日は愛知県、祝休日は国民生活センターの相談窓口につながります。）

2 若者向け無料法律相談を開設します（令和2年4月1日～）

実施日	月～金曜日 午後1時30分～午後4時 （祝休日、年末年始を除く）
対象	市内在住、在勤、在学の若者（18歳～29歳）
実施方法	弁護士による面接相談 （相談員による相談後、必要に応じて予約実施）
協力	愛知県弁護士会

3 「くらしのほっと通信」2020年春号を発行しました

(1) 賃貸住宅契約（別添本誌1ページ）

契約締結時には、契約書をよく読み、契約内容を理解したうえで慎重に契約しましょう。貸主と立会い、部屋を点検・確認して、記録・証明になる写真を撮っておきましょう。

(2) 新しい出会い…SNSで知り合った人にはご用心（別添本誌2ページ）

悩みやコンプレックスを抱える人の弱みに付け込み、販売目的を告げずに呼び出して、自己啓発セミナーなどに強引に勧誘する手口のアポイントメントセールスがあります。今、必要な商品やサービスか、よく確認しましょう。

(3) 初めてのクレジットカード（別添本誌3ページ）

リボルビング払いは、毎月の利用金額によらず、あらかじめ設定した金額を月々支払う方法です。カードの利用額が増えても月の支払額は一定なので、残債がなかなか減りません。

※「くらしのほっと通信」は年6回（うち2回は特集号）発行しています。本誌はコミュニティセンターや図書館、区役所・支所などに配架します。